(エ) 北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ) 北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ) 北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ) 北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛装備庁告示第一号

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

平成二十八年一月四日

防衛装備庁長官　渡辺　秀明

日時　平成二十八年一月十八日から同月二十五日までの間、毎日〇九〇〇から一六〇〇まで

区域　下北半島東方の次の(ア)から(オ)までの五地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(オ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四一度三二分四七秒
(イ) 北緯四一度一八分一〇秒　東経一四一度三三分四七秒
(ウ) 北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二六分四七秒
(エ) 北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒
(オ) 北緯四一度一六分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒

その他　一　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
なお、射撃は(エ)の地点付近の陸上から海面に向けて行われる。
二　実施中は、発射地点に赤旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百十二号　山形市城北町一丁目二六二番から同市城北町一丁目一九三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月四日

○関東地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月四日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百九十八号　市川市須和田一丁目一七〇番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月四日

○中国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月四日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百八十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山市北区西辛川字中村前二六五番一から同市北区西辛川字春道四一二番一まで	前	一三・六〇～三〇・二〇メートル	〇・九九六キロメートル
	後	一五・〇〇～三〇・二〇メートル	〇・九九六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月四日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百八十号　岡山市北区西辛川字中村前二六五番一から同市北区西辛川字春道四一二番一まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月四日

国会事項

衆議院

裁判員辞職許可

二十七年十二月十八日、議長において、裁判官弾劾裁判所裁判員小沢鋭仁の辞職を許可した。

訴追委員辞職許可

二十七年十二月十八日、議長において、裁判官訴追委員泉健太の辞職を許可した。

辞職通知

二十七年十二月十八日向大野事務総長から船田裁判官弾劾裁判所裁判長及び中村参議院事務総長宛、議長において裁判官弾劾裁判所裁判員小沢鋭仁の辞職を許可した旨通知した。

又同日向大野事務総長から森裁判官訴追委員会委員長及び中村参議院事務総長宛、議長において裁判官訴追委員泉健太の辞職を許可した旨通知した。

報告書受領

二十七年十二月十八日内閣から次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
旧軍港市転換事業進捗状況報告書
別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

政府特別補佐人承認

二十七年十二月十八日大島議長は、安倍内閣総理大臣申出の次の者を、第百九十回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　一宮なほみ
内閣法制局長官　横畠　裕介
公正取引委員会委員長　杉本　和行
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
公害等調整委員会委員長　富越　和厚

参議院

辞令

（文教科学委員会調査室長）参議院常任委員会専門員　美濃部寿彦
企画調整室長を命ずる